



THE ANNUAL REPORTS OF ACTIVITIES

京都信用保証協会レポート

2013





理事長 麻生 純

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の事業活動ならびに経営計画等を掲載しましたディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2013」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、京都府内の景況は、円高の是正や株価の回復などを受け、個人消費にも明るさがみられ、また観光においても、海外観光客の回復により震災前の賑わいを取り戻すなど、景気は緩やかに持ち直しつつあります。しかしながら、中小企業までその効果が及ぶには時間がかかり、一方で、海外景気の下振れや輸入原材料価格、動力・燃料費の上昇が企業収益を圧迫する懸念もあり、中小企業を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況にあります。

このようななか、当協会におきましては、行政機関、地元金融機関をはじめ関係機関の皆様と連携し、中小企業への早い段階からの経営改善、再生支援等のサポートを積極的に行ってまいりました。

なかでも、これまでの「オール京都」体制による「京都再生ネットワーク会議」を中心とする企業再生の取組みが、「京都モデル」と称され、国の中小企業支援ネットワークのモデルとして高い評価を受けました。また、昨年度からは、中小企業の経営改善に向けた一助とすべく、当協会の全額費用負担による専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」を開始し、中小企業のニーズに合った経営支援に注力しているところであります。

更に今年度は、外部の関係機関とも連携して中小企業支援のまさに「次の一手」を生み出すため、中堅、若手、女性職員等を中心とする「次の一手プロジェクト」を立ち上げました。

申し上げるまでもなく中小企業は、地域の経済と雇用を維持し、社会を形成するインフラとしての役割を担っております。これからも中小企業の皆さんのお役に立ちますよう全力で取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

CONTENTS

信頼と安心、 企業と生きる 信用保証

■ 経営理念	1
■ 協会の概要	2
■ 中期事業計画・年度経営計画について	3
■ 平成24年度の主な取組み	6
■ 信用保証の実績	9
■ 平成24年度事業報告	18
■ 広報活動	23
■ 信用補完制度について	26
■ 信用保証の概要	28
■ コンプライアンス態勢	36
■ 役員構成	40
■ 組織機構図	41
■ 本所・支所のご案内	42

経営理念

1. 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2. 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3. 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

協会の概要

◆ 概要

平成25年3月31日現在

名 称	京都信用保証協会		
設 立 認 可	昭和14年8月1日		
根 拠 法 律	信用保証協会法		
役 員 構 成	京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者		
所 在 地	京都市右京区西院東中水町17番地（京都府中小企業会館内）		
基 本 財 産	419億円		
基 金		76億円	
	（国、役員構成機関からの出捐金および負担金）		
基金準備金		344億円	
利用企業者数	30,671企業		
事 業 規 模	保証承諾額（平成24年度）	14,113件	
		3,057億円	
	保証債務残高	58,420件	
		9,462億円	
役 職 員 数	常勤役員	5名（非常勤役員19名）	
	職 員	143名	

◆ 創立からのあゆみ

昭和14年	4月27日	社団法人京都信用保証協会設立総会開催
昭和14年	8月 1日	社団法人京都信用保証協会設立認可
昭和14年	8月31日	社団法人京都信用保証協会設立登記完了
昭和14年	9月 6日	業務開始
		所在地 京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33 富国会館内
昭和25年	3月25日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町675-2
昭和30年	7月26日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可
昭和30年	7月29日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立転移の登記完了
昭和30年	8月 1日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51
昭和49年	9月 2日	本所事務所移転
		所在地 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内
昭和50年	3月	保証債務残高1,000億円突破
平成 9年	12月	保証債務残高5,000億円突破
平成21年	9月 6日	創立70周年を迎える
平成21年	9月	保証債務残高1兆円突破

中期事業計画・年度経営計画について

◆ 第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）

京都信用保証協会は、地域に密着した信用保証協会として、中小企業の事業維持・発展のため、関係機関と連携しオール京都体制で、金融と経営の総合的サービスの推進を図ります。

また、コンプライアンス態勢の一層の推進を図るとともに、計画の実現のため風通しの良い職場環境作りと人材育成を進めていきます。

以上を踏まえ、平成24年度から26年度までの3ヵ年間ににおける業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として積極的に取組んで参ります。

1 コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

2 風通しの良い職場環境作りと人材育成

3 金融と経営の総合的サービスの推進

- (1) 金融と経営のトータルサポートの推進
- (2) 適正保証及び各種保証制度の推進
- (3) 顧客サービスの推進
- (4) 審査・目利き能力の向上

4 回収の合理化・効率化

- (1) 分類別債権管理の推進
- (2) 個別企業の実態に即した回収
- (3) 費用対効果に基づく法的措置
- (4) 管理事務停止と求償権整理の推進
- (5) 保証協会債権回収(株)京都営業所（サービサー）の効率化とローコストの債権管理

5 利便性向上を目指した環境整備

◆ 平成25年度経営計画

1. 業務環境

(1) 京都府の景気動向

京都府内の経済情勢は、平成24年度当初においては、東日本大震災以降緩やかに持ち直しを見せてきましたが、下支えをしてきた内需に力強さを欠き、また、海外経済の減速などにより輸出や生産が足踏み状況にありました。しかしながら、平成25年に入り、円安、株高傾向など明るい兆しも見られます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

京都府内の中小企業の景況感については、欧州債務危機を背景とした海外経済の下振れに加え、中国などとの政治環境を巡る不安定性の高まりにより、輸出や生産が足踏み状態でしたが、平成25年に入り、円安、株高の動きもあることから回復基調に向かうことが期待されるところです。

2. 業務運営方針

このような状況のなかで、当協会は地域密着型信用保証協会として、関係機関と連携しオール京都体制で、金融と経営の総合的サービスの推進を図り、中小企業者の事業維持・発展と雇用確保による社会貢献を果たしてまいります。

また、コンプライアンス態勢の一層の推進を図り、より信頼される保証協会を目指していくとともに、風通しの良い職場環境作りと人材育成を進めていくこととし、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んでまいります。

(1) 金融と経営の総合的サービスの推進

- ①中小企業診断士や税理士等と連携した専門家派遣事業（京都バリューアップサポート）を活用した経営支援を推進します。
- ②金融機関、関係機関（商工調停士及び商工会議所・商工会等）との連携を図り、保証後の継続的なフォローアップにより、企業の破綻回避に向けたサポートの取組みを強化します。
- ③関係機関との堅固な連携を維持し、積極的な再生支援等の取組みにより中小企業の経営改善を推進します。
- ④公平・平等・公正な審査を徹底し、反社会的勢力等の案件については、関係機関とも情報を共有して徹底排除します。
- ⑤京都府、京都市協調4制度を推進の柱とし、政策保証や金融機関との提携保証の推進を図ります。
- ⑥ビジネスフェア事業に参加出展するなど情報発信に努めます。

(2) 回収の合理化・効率化

- ①減少しつつある有担保求償権については、迅速で効果的な回収を目指します。また、増加する無担保求償権については、第三者保証人が無く回収が難しくなっており、これに対応するため、返済実績・代位弁済後の経過年数・回収可能性などに応じた債権管理を推進するとともに、地図情報システムを活用した訪問督促や実地調査を効率的に行います。
- ②個別企業の実態把握に努め、費用対効果を考慮のうえで法的措置を講じます。
- ③保証協会債権回収(株)京都営業所（サービサー）を効率的に運用するとともに、区域外求償権に対しては、サービサーの首都圏営業所、近畿圏営業所等を積極的に活用します。

(3) コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

- ①公的機関として健全で透明性の高い業務を行うために、コンプライアンス態勢を一層推進し充実・強化を図ります。
- ②内部検査を適切に実施し、適正な業務運営を確保します。
- ③個人情報保護法を遵守するとともに、個人情報の適切な管理に努めます。

(4) 風通しの良い職場環境作りと人材育成

- ①職場間の情報共有とともに柔軟な発想で知恵を出し合えるよう、風通しの良い職場環境作りを推進します。
- ②外部及び内部研修の充実を図るなど人材育成に努めます。

(5) 情報発信の推進

当協会の取組みについて、中小企業者をはじめ経済団体などの関係機関に理解してもらうため、機会あるごとに情報発信を行います。

(6) 利便性向上を目指した環境整備

本所及び宇治支所について、事務所移転に向け、引き続き環境整備を進めます。

3. 保証承諾等の見通し

平成25年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	3,000億円	96.8%
保証債務残高	8,900億円	95.2%
代位弁済	300億円	100.0%
回収	42億円	93.3%

平成24年度の主な取組み

◆「京都バリューアップサポート」を開始

当協会では、「金融と経営の総合的サービスの推進」を掲げています。具体的な取組みの一つとして、経営の専門的知識やノウハウを必要とする条件変更企業を対象に、専門家（中小企業診断士や税理士）を活用した経営支援「京都バリューアップサポート」を平成24年7月から開始しました。

京都バリューアップサポートの概要

- 地元金融機関と連携し、アンケート調査を実施。経営改善意欲のある企業を抽出します。
- 抽出した企業を当協会担当者が訪問し、経営改善に対するニーズを把握します。
- 企業のニーズに合った専門家を選定し、企業に派遣します。
- 専門家が経営課題や解決策を洗い出しながら助言を行い、金融機関を交えた報告会までを実施する「フル・サポートパック」と、1日で経営改善ポイントをアドバイスする「ワンデイ・サポート」の2種類を設けています。
- 専門家派遣にかかる費用は、当協会が全額負担します。

本取組みは企業に新たな「気づき」を促し、経営改善に対する「やる気」をアップしていただくことに主眼を置いています。

「京都バリューアップサポート」実績（平成24年度）

	完了	実施中・予定	合計
ワンデイ・サポート	25社	0社	25社
フル・サポートパック	34社	23社	57社
合計	59社	23社	82社

ニッキン 25年2月1日付

**京都信保協が派遣
条件変更企業に専門家
70件を超える支援**

【大阪】京都信用保証協会（麻生純理事）は、現在で申し込みが73件、完了が37件。費用は毎月70万〜80万円掛かるが、協会が全額負担する。一全保証債務残高のうち約2割が条件変更先。企業の経営改善支援も協会の役割（嵯峨哲夫専務）として踏み込んで対応している。対象先は、12年4〜5月に京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫、京都北部信用金庫の298カ店にアンケート調査するなどして約550社をリストアップ。職員が1先ずつ訪問し、ニーズを把握した。派遣する専門家は企業との相性や必要なスキルを考慮して協会が指名する。派遣内容は、最大5回訪問の「フル・サポートパック」と1回の「ワンデイ・サポート」。

これまでの申し込み件数は、「フル」が48件、「ワンデイ」が25件。実際の利用企業からは、「二人で悩んでいたが、相談に乗ってもらって助かった」と「自分でも気付かない課題の指摘を受けた」など好評。すでに経営改善を果たした事例も多い。

◆ 再生支援への積極的な取組み

平成24年11月2日、京都府中小企業会館において、「平成24年度第2回京都再生ネットワーク会議」を開催しました。当協会が事務局となり、平成16年9月8日に第1回企業再生担当者会議（旧名称）を開催してから、通算19回目の開催となりました。

その席上、近畿財務局および近畿経済産業局から京都再生ネットワーク会議に対して、それぞれ感謝状が授与されました。近畿財務局からは「平成16年に構築されたネットワークの取組みは全国に先駆けた斬新なもの」、近畿経済産業局からは「京都再生ネットワーク会議の取組みが各地域における中小企業支援ネットワークのモデル」と、京都再生ネットワーク会議の活動が高く評価されました。



京都再生支援ネットワーク会議		
会員機関(11機関)		オブザーバー機関(5機関)
京都銀行	商工組合中央金庫京都支店	京都府
滋賀銀行	日本政策金融公庫京都支店	京都市
南都銀行	整理回収機構	近畿財務局京都財務事務所
京都信用金庫	京都府中小企業再生支援協議会	近畿経済産業局
京都中央信用金庫	京都信用保証協会（事務局）	地域経済活性化支援機構
京都北都信用金庫		

再生支援の推進

当協会は、業況不振に陥った中小企業者を一社でも多く再生させるため、京都府・京都市協調の中小企業再生支援融資制度を積極的に活用しています。

平成24年度、同制度による再生の取組みは78企業、236件、165億9百万円の保証実績となりました。この結果、再生企業の従業員1,503名の雇用維持が図れ、地域経済に対して大きく貢献することができました。

また、京都府中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件（二次案件）に対する当協会の保証承諾は、17企業、34億45百万円（平成24年12月末現在）で、引続き全国1位となりました。

再生企業に対しては、保証取組み後も金融機関と連携し、モニタリング等のフォローアップを行うことにより、再生計画達成に向けた支援を行ってまいります。

◆ ICタグを活用した「保証書類管理システム」を導入

平成24年9月に、保証申込関係書類など個人情報を含む重要書類の管理を厳正化、効率化するため、ICタグを活用した「保証書類管理システム」を導入しました。

保証申込関係書類だけでなく、条件変更関係書類、求償権関係書類など協会業務全般の保証関係書類にICタグを取り付けた管理システムを導入するのは、全国の信用保証協会の中で初めてとなります。

このシステムにより、保証関係書類の入出庫状況が把握できるとともに、顧客ファイルへの誤綴込みや誤廃棄を防止することができます。

当協会は、今後もこのシステムの活用により、お客様の重要な個人情報を守り、迅速で正確な保証関係書類の管理を行うとともに、お客様へのサービスの向上をめざして、より信頼される協会業務運営を行ってまいります。

「保証書類管理システム」の活用の様子



ハンディリーダーでの棚卸作業



入出庫作業

日本経済新聞 24年12月7日付

書類管理システム導入 京都信用保証協会 ICタグで混入防ぎ

京都信用保証協会は6000万円。書類を入れ日、日立製作所などが開発したICタグを取り付けたICタグ管理システムを導入したと発表。導入費は約1億5000万円。保証申込時の資料だとして、日立ソリューションズがシステムを構築した。保管庫にある顧客企業のファイルを出し入れする際に、専用の「リーダー」でICタグの情報を読み取る仕組み。必要な書類が不足している場合や、ファイルに別の企業の書類が挟まれていた場合はすぐに確認できる。新システムの導入によって書類の混入などのリスクを減らせるほか、業務効率を大幅に高められると京都信用保証協会はみている。これまで約18万件の保証関係の書類すべてをチェックするには半年程度かかっていたが、新システムでは3日程度で完了するという。

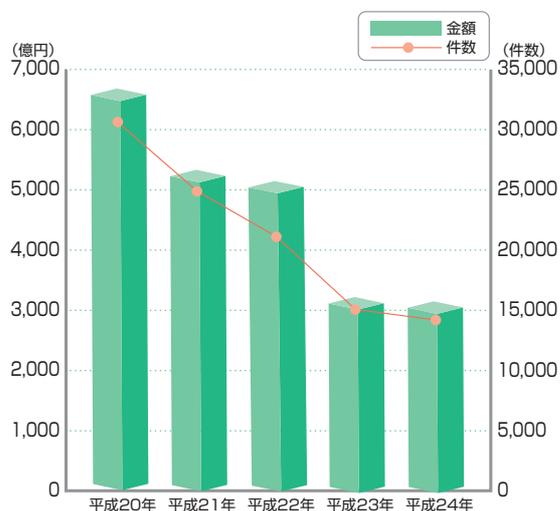
信用保証の実績

◆ 最近5年間の保証状況

保証承諾

(単位：百万円・%)

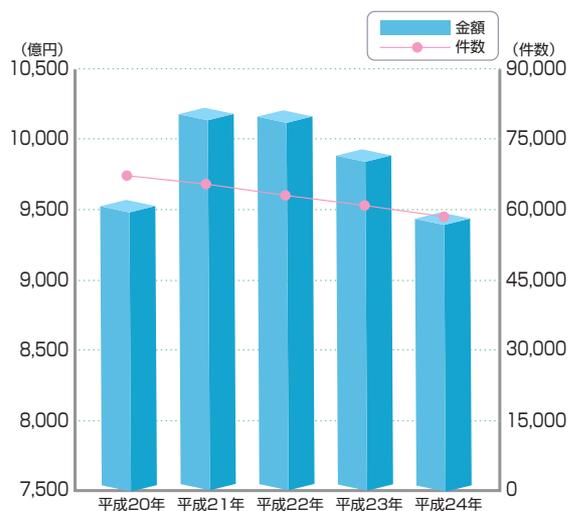
年度	件数	金額	前年度比
20	30,515	663,866	182.1
21	24,796	527,089	79.4
22	21,017	508,059	96.4
23	14,976	312,924	61.6
24	14,113	305,724	97.7



保証債務残高

(単位：百万円・%)

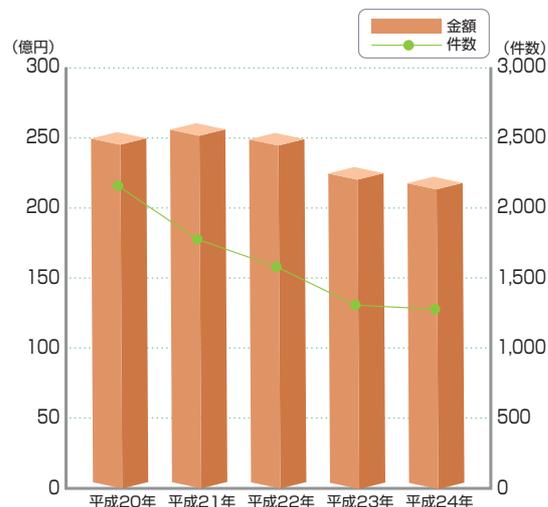
年度	件数	金額	前年度比
20	67,187	955,345	116.4
21	65,374	1,022,255	107.0
22	62,963	1,020,401	99.8
23	60,821	991,976	97.2
24	58,420	946,249	95.4



代位弁済

(単位：百万円・%)

年度	件数	金額	前年度比
20	2,151	25,137	138.1
21	1,771	25,782	102.6
22	1,575	25,078	97.3
23	1,302	22,617	90.2
24	1,274	21,918	96.9



信用保証の実績

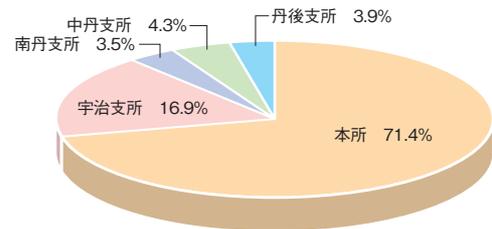
◆ 平成24年度 本支所別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本 所	9,385	218,392	97.8
宇 治 支 所	2,638	51,743	95.0
南 丹 支 所	610	10,578	95.0
中 丹 支 所	759	13,093	96.7
丹 後 支 所	721	11,918	114.7
合 計	14,113	305,724	97.7

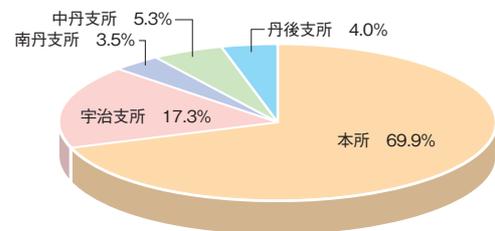
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

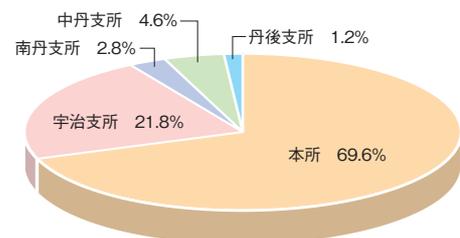
区分	件数	金額	前年度比
本 所	38,481	661,254	95.5
宇 治 支 所	10,332	163,897	95.6
南 丹 支 所	2,396	33,245	97.3
中 丹 支 所	3,885	50,351	90.9
丹 後 支 所	3,326	37,502	97.0
合 計	58,420	946,249	95.4



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本 所	894	15,265	104.1
宇 治 支 所	254	4,768	99.3
南 丹 支 所	38	611	49.4
中 丹 支 所	68	1,007	81.1
丹 後 支 所	20	267	39.8
合 計	1,274	21,918	96.9



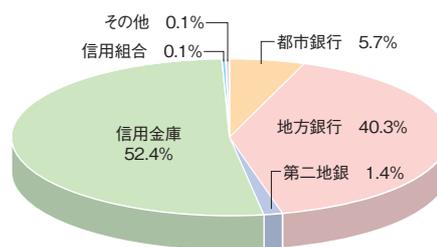
◆ 平成24年度 金融機関群別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	556	17,452	106.4
地方銀行	5,441	123,105	95.4
第二地銀	187	4,361	96.4
信用金庫	7,866	160,068	98.7
信用組合	20	321	124.2
その他	43	416	73.4
合計	14,113	305,724	97.7

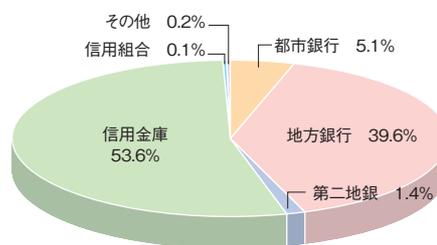
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

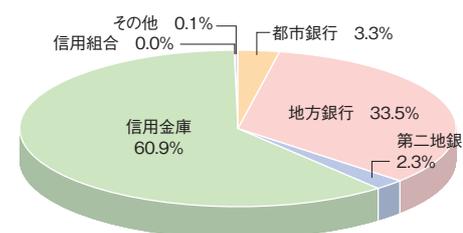
区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	2,036	48,413	100.6
地方銀行	22,160	375,102	94.9
第二地銀	771	13,135	95.7
信用金庫	33,145	506,918	95.3
信用組合	119	1,061	100.5
その他	189	1,620	94.8
合計	58,420	946,249	95.4



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	43	716	76.8
地方銀行	425	7,343	101.0
第二地銀	26	496	99.2
信用金庫	774	13,344	96.3
信用組合	2	3	11.0
その他	4	15	57.5
合計	1,274	21,918	96.9



信用保証の実績

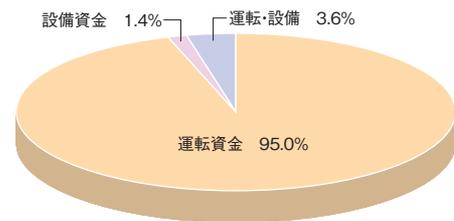
◆ 平成24年度 資金使途別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	12,916	290,559	97.3
設 備 資 金	495	4,242	111.0
運 転 ・ 設 備	702	10,923	102.9
合 計	14,113	305,724	97.7

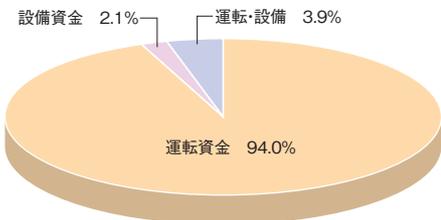
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

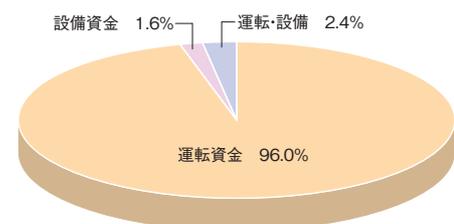
区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	52,572	889,633	95.5
設 備 資 金	2,603	19,524	91.8
運 転 ・ 設 備	3,245	37,092	94.7
合 計	58,420	946,249	95.4



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	1,177	21,039	99.3
設 備 資 金	31	358	77.7
運 転 ・ 設 備	66	520	54.1
合 計	1,274	21,918	96.9



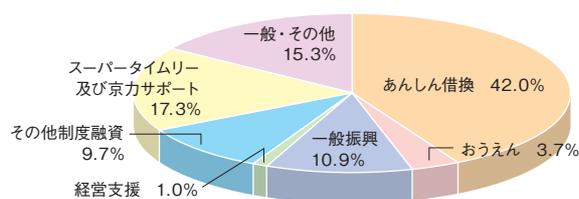
◆ 平成24年度 制度別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換	4,531	128,291	110.3
おうえん	2,419	11,338	90.0
一般振興	1,525	33,395	118.8
経営支援	126	3,163	81.8
その他制度融資	1,482	29,752	52.9
スーパータイムリー及び京カサポート	1,828	52,929	137.2
一般・その他	2,202	46,856	81.9
合計	14,113	305,724	97.7

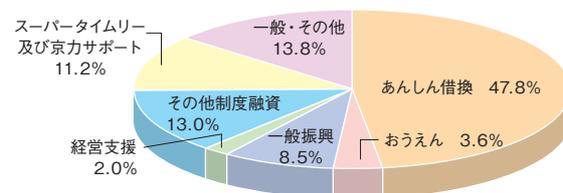
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

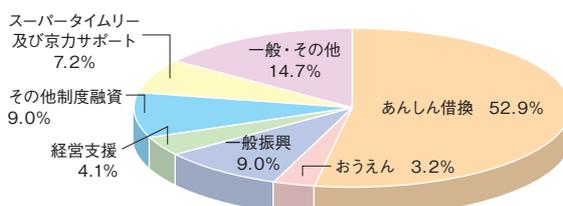
区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換	24,260	452,621	91.3
おうえん	9,608	34,075	96.0
一般振興	4,481	80,089	110.1
経営支援	1,139	19,333	77.5
その他制度融資	5,561	123,447	102.0
スーパータイムリー及び京カサポート	5,564	106,143	105.9
一般・その他	7,807	130,541	92.1
合計	58,420	946,249	95.4



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換	533	11,596	99.7
おうえん	154	695	81.4
一般振興	114	1,963	98.0
経営支援	43	895	217.3
その他制度融資	110	1,968	100.1
スーパータイムリー及び京カサポート	94	1,573	87.8
一般・その他	226	3,228	81.5
合計	1,274	21,918	96.9



信用保証の実績

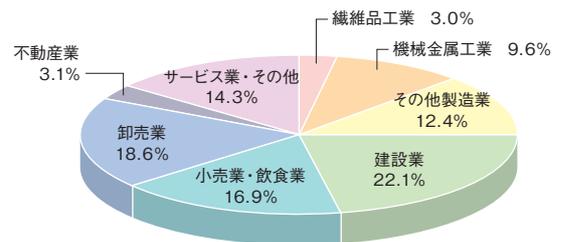
◆ 平成24年度 業種別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	463	9,145	91.1
機械金属工業	993	29,449	101.1
その他製造業	1,520	38,037	101.2
建設業	3,301	67,616	94.4
小売業・飲食業	2,932	51,566	103.0
卸売業	2,148	56,749	96.0
不動産業	544	9,493	87.0
サービス業・その他	2,212	43,669	98.2
合計	14,113	305,724	97.7

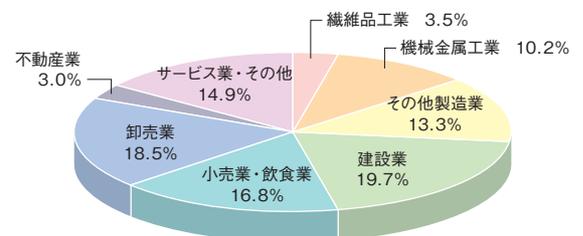
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

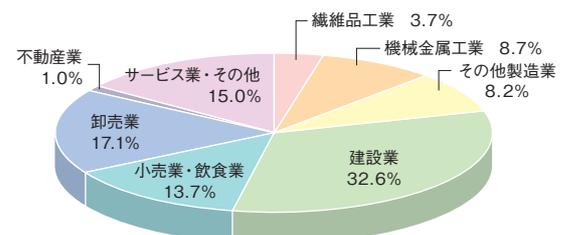
区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	2,377	33,180	91.3
機械金属工業	4,313	96,772	95.0
その他製造業	6,511	126,201	96.3
建設業	12,483	186,090	94.2
小売業・飲食業	12,405	159,049	97.0
卸売業	8,443	174,868	95.8
不動産業	2,271	28,817	92.0
サービス業・その他	9,617	141,272	95.7
合計	58,420	946,249	95.4



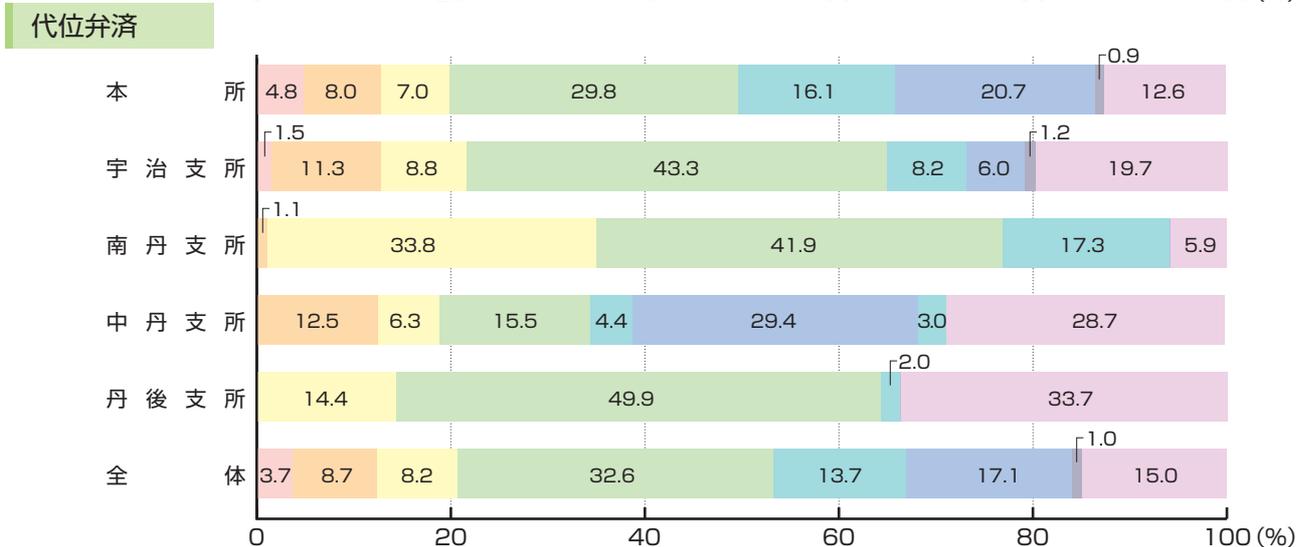
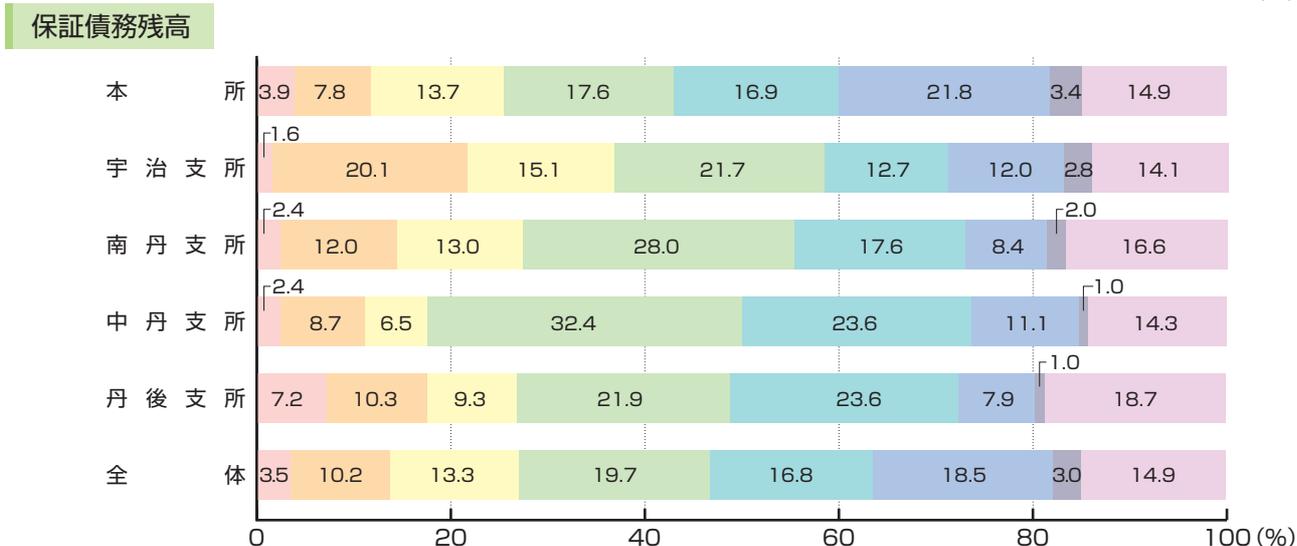
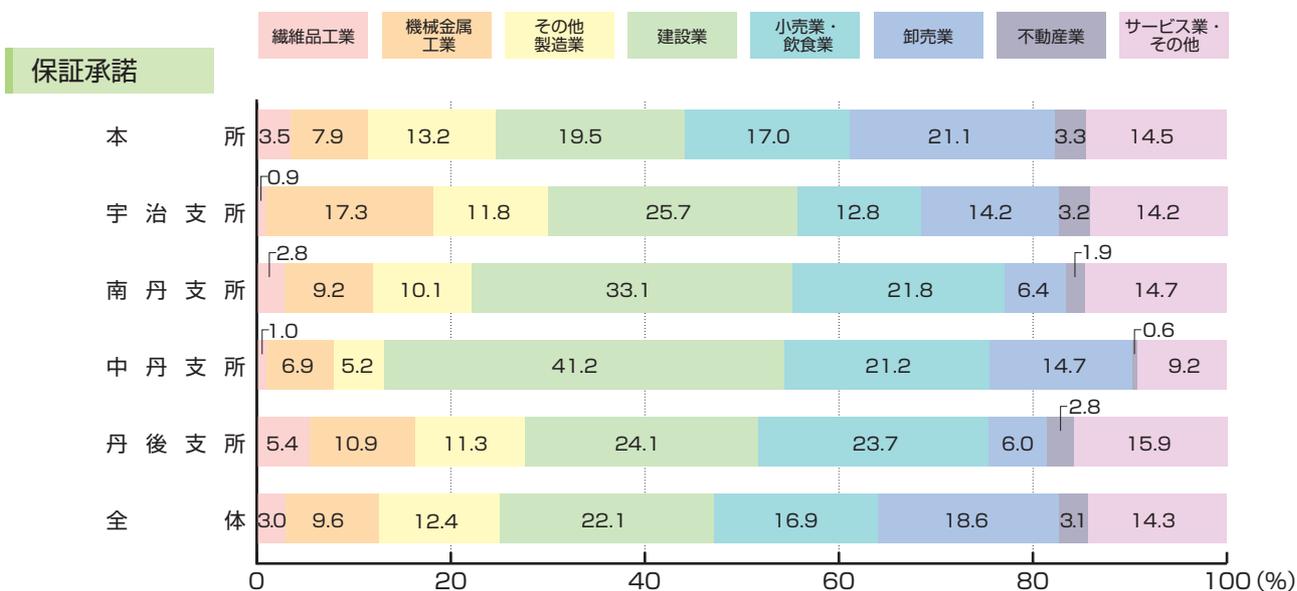
代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	39	808	90.9
機械金属工業	91	1,896	183.5
その他製造業	94	1,803	95.6
建設業	347	7,155	99.5
小売業・飲食業	269	3,005	72.8
卸売業	199	3,743	92.7
不動産業	28	227	35.4
サービス業・その他	207	3,280	116.8
合計	1,274	21,918	96.9



◆ 本支所別の業種構成比（金額）



信用保証の実績

◆ 創立以来の事業概況

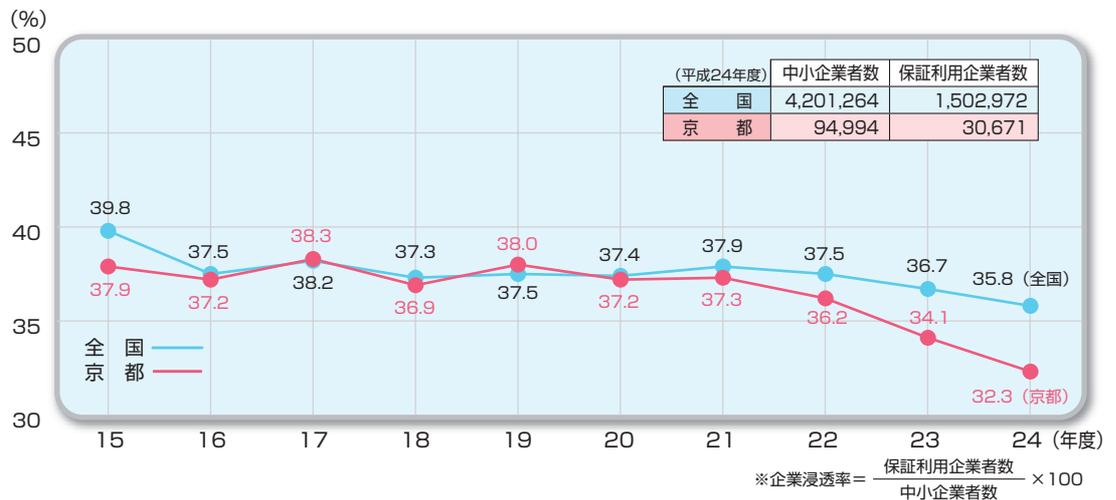
(単位:百万円)

年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		求償権回収		求償権残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
14~61	512,415	2,034,692	49,754	312,486	31,354	78,938	17,291	41,700	1,835	4,237
62	19,945	181,779	46,648	299,361	1,583	10,490	818	5,375	1,797	3,798
63	17,918	180,220	43,298	290,905	1,747	9,646	992	8,054	1,690	2,112
平成元	17,099	194,552	40,754	298,060	520	2,048	967	6,908	729	502
2	18,132	239,049	40,919	346,298	289	1,084	964	4,912	384	312
3	19,574	221,331	42,534	367,478	467	4,069	717	2,945	262	653
4	21,945	240,716	45,900	389,933	936	10,843	660	3,040	544	2,371
5	23,505	237,078	51,328	423,054	991	9,409	663	3,284	789	3,758
6	23,278	246,410	56,431	434,420	1,064	7,731	650	4,370	655	2,425
7	24,300	262,594	60,562	450,862	1,217	8,147	679	5,134	290	1,423
8	27,010	281,838	66,001	476,977	1,184	8,280	729	4,794	286	1,484
9	29,355	310,796	70,937	512,654	1,549	10,329	636	5,401	529	2,101
10	43,801	596,054	87,123	802,281	1,795	12,592	838	6,469	514	2,771
11	31,790	454,906	93,180	880,312	2,261	19,800	828	7,777	704	4,869
12	30,614	490,554	92,655	869,743	3,236	28,291	794	9,958	1,059	8,298
13	26,358	341,985	92,300	827,226	3,687	32,059	979	11,840	1,350	7,289
14	27,545	413,895	87,673	779,430	3,480	28,752	872	10,662	1,396	6,847
15	32,377	488,847	79,023	792,148	2,614	19,327	882	10,718	859	5,944
16	29,549	420,772	80,085	830,231	2,089	15,296	724	8,056	667	4,502
17	24,711	394,836	77,207	834,778	1,763	15,438	616	7,456	663	4,887
18	22,291	352,144	75,531	821,057	1,759	16,125	530	6,168	735	5,395
19	22,889	364,511	74,644	820,502	1,756	18,199	556	5,826	820	5,812
20	30,515	663,866	67,187	955,345	2,151	25,137	491	4,779	1,063	8,238
21	24,796	527,089	65,374	1,022,255	1,771	25,782	441	4,755	790	6,678
22	21,017	508,059	62,963	1,020,401	1,575	25,078	385	4,990	396	5,435
23	14,976	312,924	60,821	991,976	1,302	22,617	394	4,748	331	6,169
24	14,113	305,724	58,420	946,249	1,274	21,918	277	4,305	924	7,870
累計	1,151,818	11,267,222	—	—	75,414	487,424	35,373	204,426	—	—

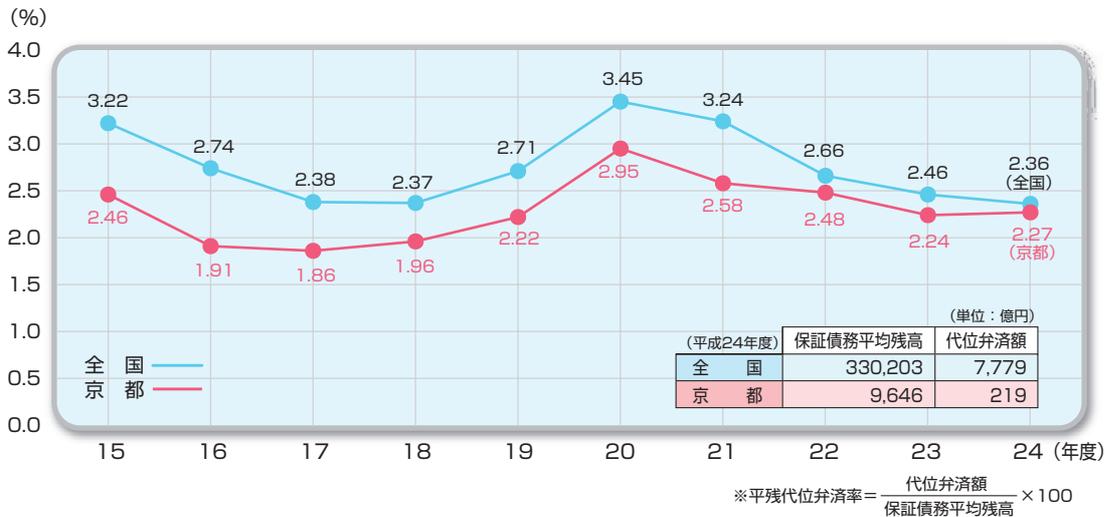
※求償権回収は元金の完済件数と実際回収額(元金)、求償権残高は帳簿残高

◆ 浸透率・代位弁済率・回収率

企業浸透率



平残代位弁済率



求償権回収率



平成24年度事業報告

◆ 貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	117,670	基本財産	41,946,048,724
預け金	37,985,813,167	基金	7,588,108,434
有価証券	59,331,295,000	基金準備金	34,357,940,290
動産・不動産	481,065,542	制度改革促進基金	0
保証債務見返	946,249,279,658	収支差額変動準備金	20,972,000,000
求償権	7,869,637,901	責任準備金	5,818,138,802
雑勘定	2,194,588,757	求償権償却準備金	2,770,086,487
未収利息	85,178,566	退職給与引当金	967,038,000
未経過保険料	2,079,277,027	損失補償金	0
その他	30,133,164	保証債務	946,249,279,658
		求償権補てん金	0
		借入金	0
		長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	35,389,206,024
		仮受金	102,090,162
		保険納付金	446,581,080
		損失補償納付金	16,477,381
		未経過保証料	34,795,294,528
		未払保険料	14,809,798
		未払費用	13,953,075
合 計	1,054,111,797,695	合 計	1,054,111,797,695

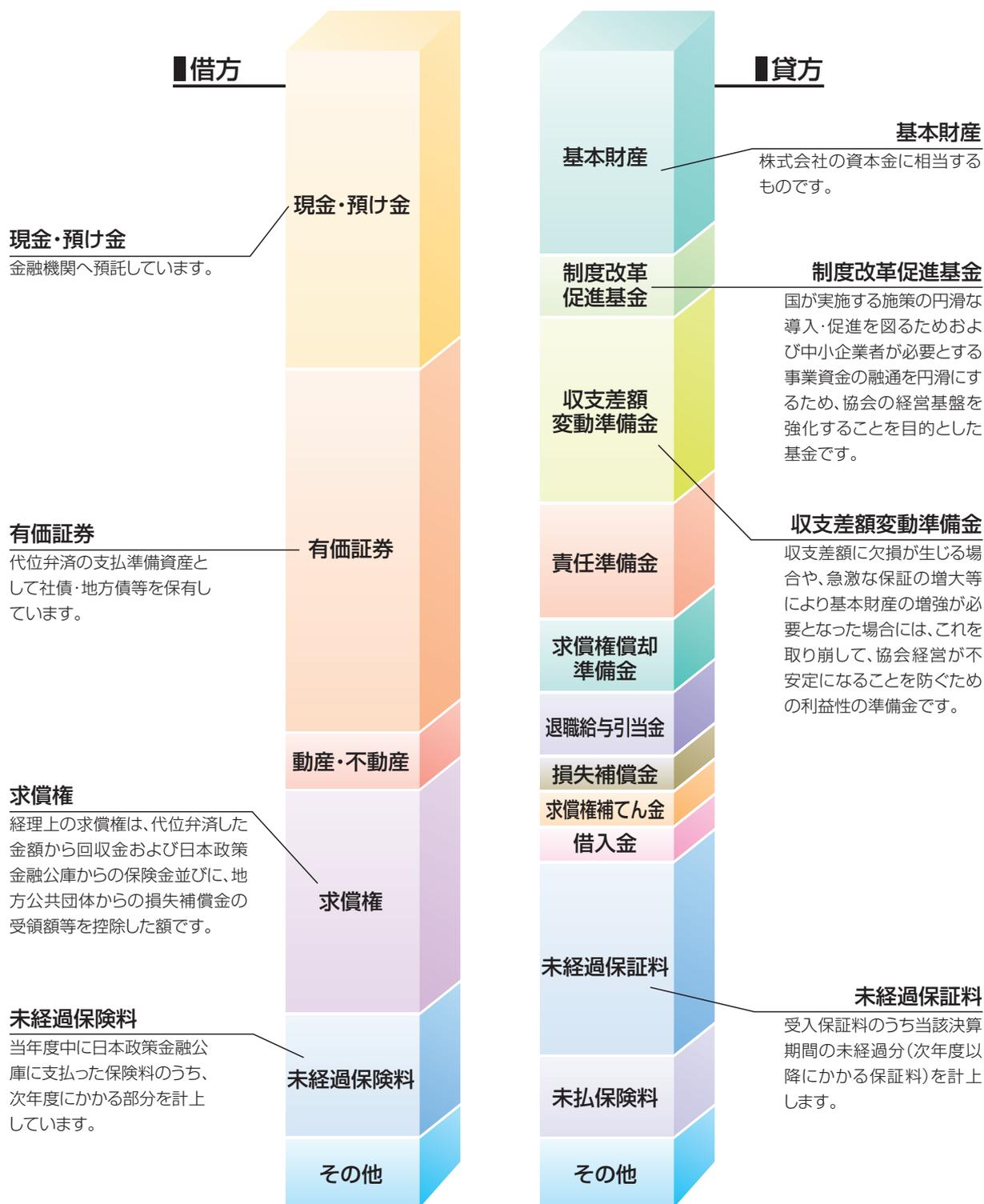
◆ 財産目録

平成25年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	117,670	責任準備金	5,818,138,802
預け金	37,985,813,167	求償権償却準備金	2,770,086,487
有価証券	59,331,295,000	退職給与引当金	967,038,000
動産・不動産	481,065,542	損失補償金	0
保証債務見返	946,249,279,658	保証債務	946,249,279,658
求償権	7,869,637,901	求償権補てん金	0
雑勘定	2,194,588,757	借入金	0
		雑勘定	35,389,206,024
合 計	1,054,111,797,695	合 計	991,193,748,971
		正味財産	62,918,048,724

◆ 用語解説



※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いてあります。

平成24年度事業報告

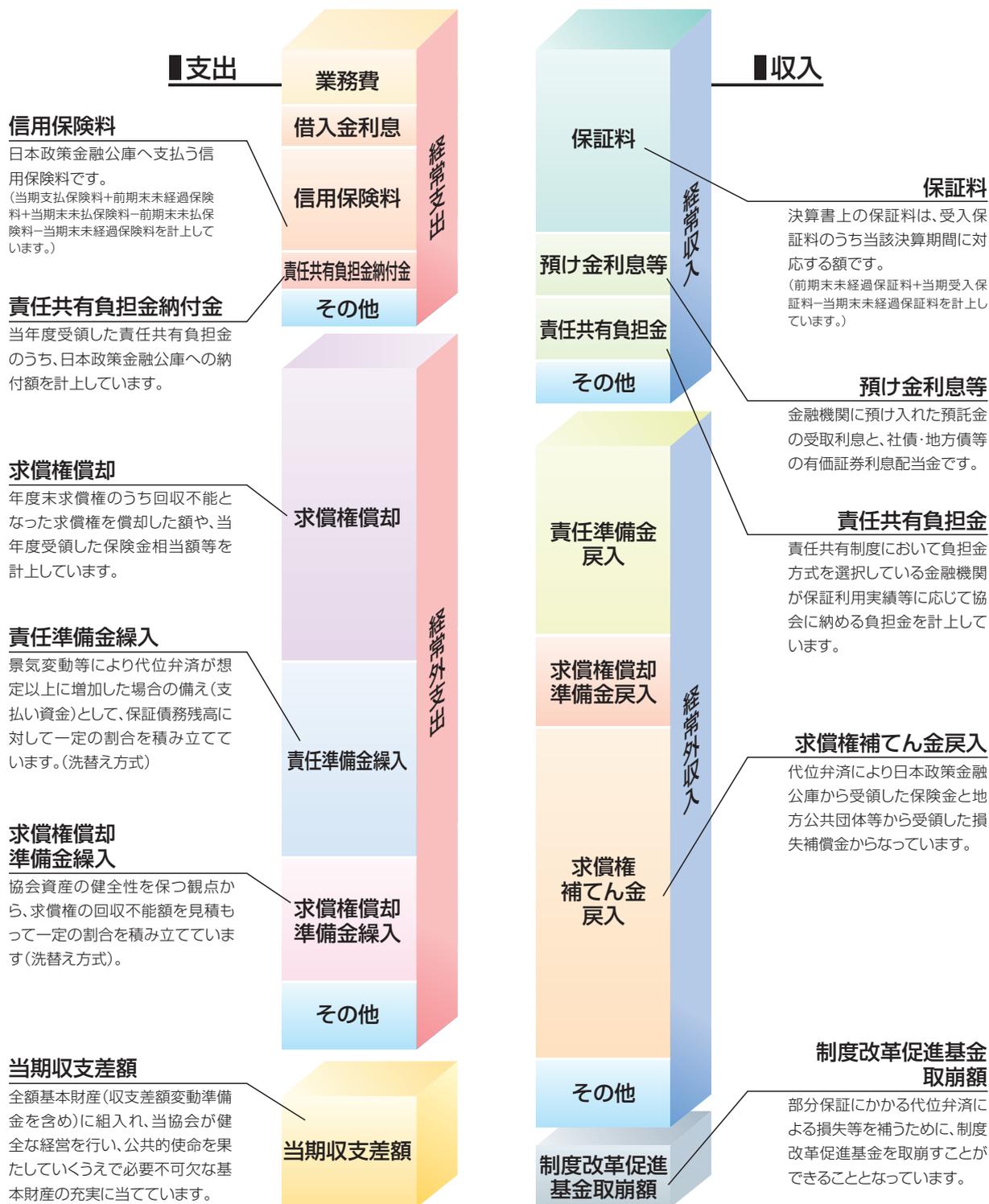
◆ 収支計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	6,540,073,425	経常収入	11,824,723,800
業務費	1,967,609,969	保証料	9,972,289,987
借入金利息	0	預け金利息	67,677,982
信用保険料	4,287,008,052	有価証券利息配当金	708,937,545
責任共有負担金納付金	281,988,964	延滞保証料	9,887,934
雑支出	3,466,440	損害金	85,914,792
		責任共有負担金	896,022,000
		雑収入	83,993,560
経常収支差額	5,284,650,375		
経常外支出	27,787,759,336	経常外収入	26,307,587,415
求償権償却	19,143,252,369	償却求償権回収金	705,375,561
雑勘定償却	47,967,636	責任準備金戻入	6,013,086,826
責任準備金繰入	5,818,138,802	求償権償却準備金戻入	1,856,798,012
求償権償却準備金繰入	2,770,086,487	求償権補てん金戻入	17,732,313,516
その他支出 他	8,314,042	保険金	17,368,019,484
		損失補償補てん金	364,294,032
		その他収入	13,500
経常外収支差額	-1,480,171,921		
制度改革促進基金取崩額	61,079,000		
収支差額変動準備金取崩額	0		
当期収支差額	3,865,557,454		
収支差額変動準備金繰入額	1,558,000,000		
基本財産繰入額	2,307,557,454		

◆ 用語解説

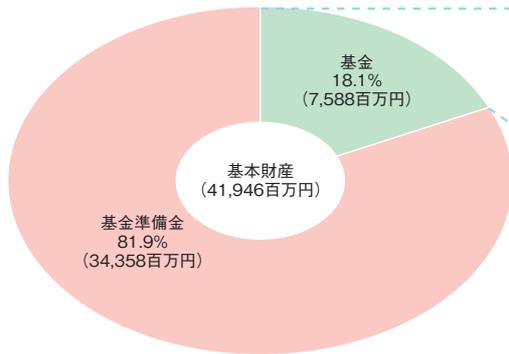


平成24年度事業報告

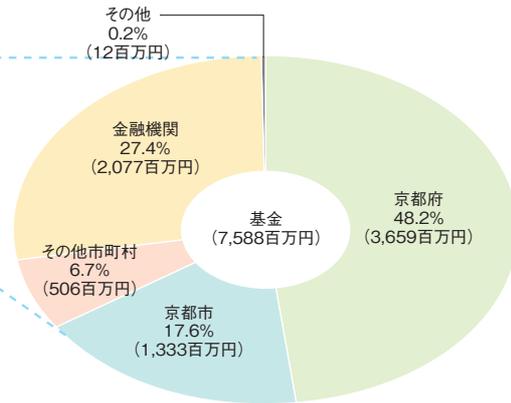
◆ 基本財産の状況

基本財産の現状

(平成25年3月末現在)

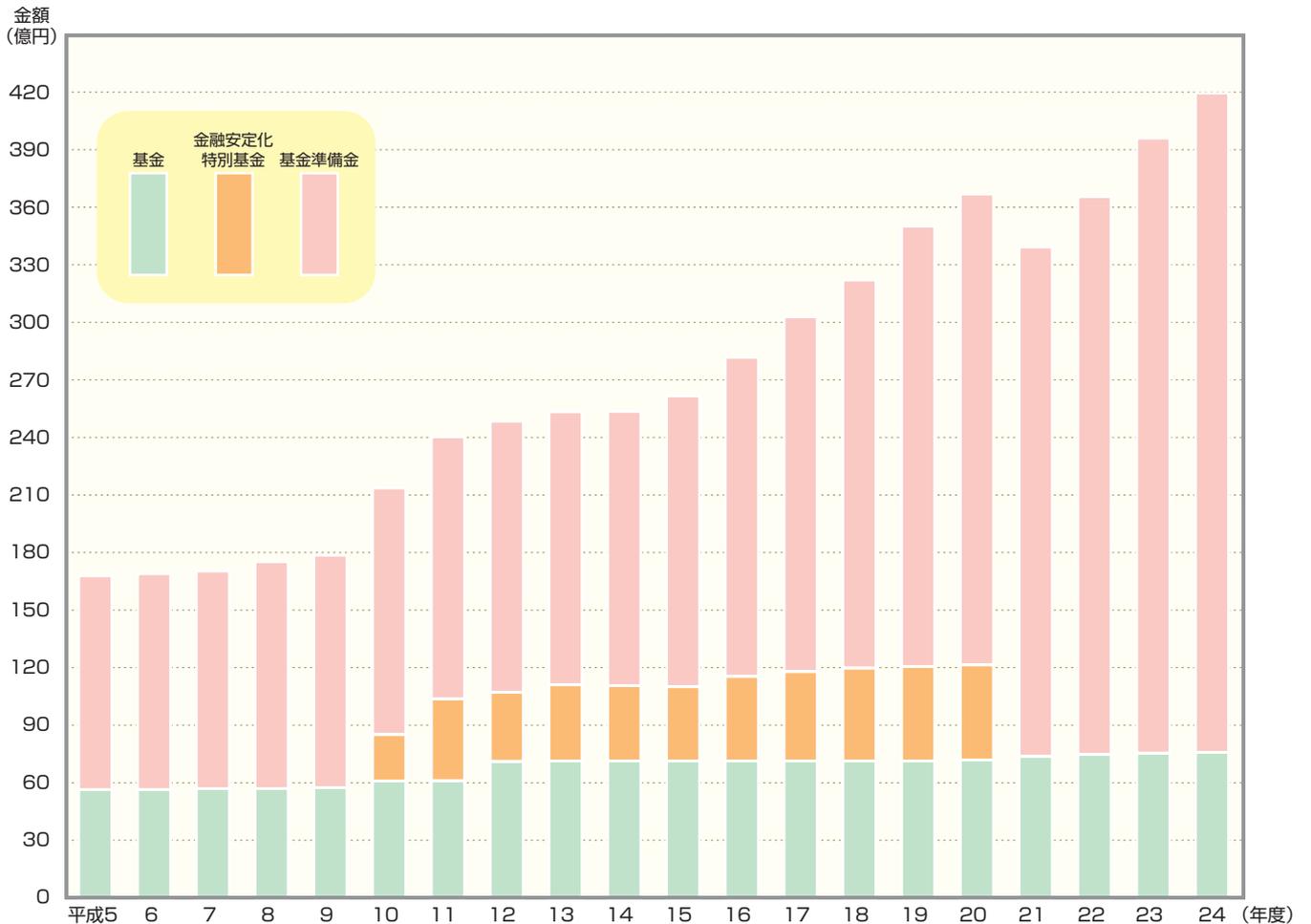


基金の内訳



(注) 1. 基金準備金は協会の収支差額(収支差額変動準備金を控除後)の累積額。
2. 京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。

基本財産の推移



広報活動

当協会では、皆様により一層ご利用していただくために、顔の見える信用保証協会を目指して、広報活動の充実に努めています。

ホームページによる情報発信

当協会のホームページは、皆様に見やすく分かりやすい内容となるよう心がけております。

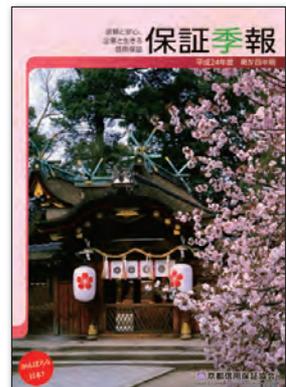
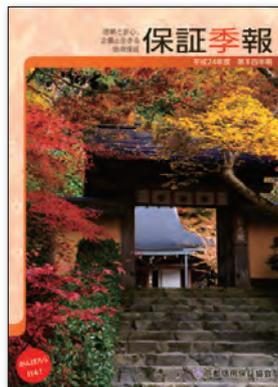
今後も、スピーディで的確な情報を発信していきますので、ぜひご活用ください。

<http://www.kyosinpo.or.jp/>



保証月報、保証季報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」、四半期毎に「保証季報」を発行し、府内の金融機関、府および市町村、商工会・商工会議所等に配布しています。

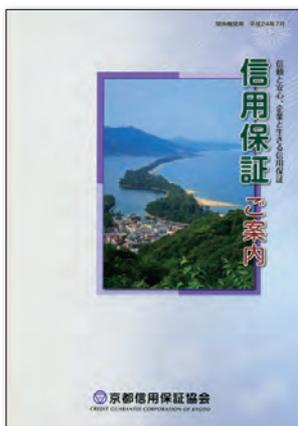


リーフレットの作成

中小企業の皆様向けに、さらなる利用促進を目的としてリーフレットを作成しています。

信用保証ご案内の発行

関係機関の皆様向けに、信用保証の内容から各種制度の紹介、保証申込手続等をコンパクトにまとめています。



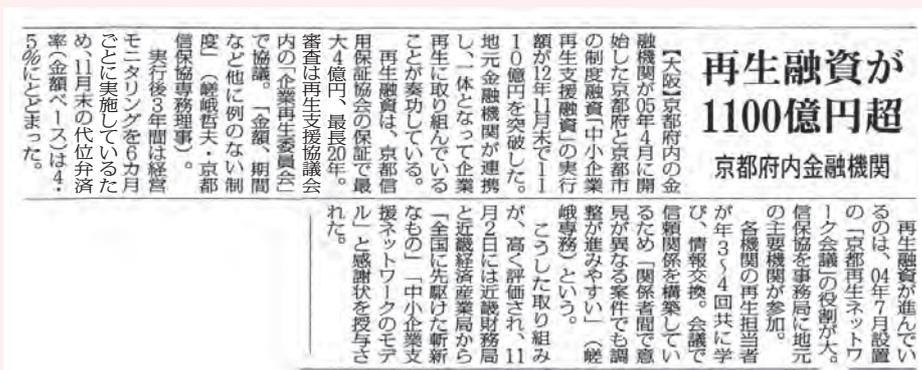
25年5月4日 京都新聞



報道機関への ニュースリリース

当協会では、事業概況や特別相談窓口の設置、並びに保証制度の取扱い状況等について、タイムリーに新聞社等に対して情報提供を行い、広範囲な広報に努めています。

24年12月21日 ニッキン



ビジネスフェアへの出展

平成25年2月21日～22日、「京都ビジネス交流フェア2013（主催：京都府、公益財団法人京都産業21）」が京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）で開催され、当協会は金融機関ゾーンに出展しました。

当日は、パネルの展示やパンフレットの配布を行い、信用保証のしくみや各種保証制度等についてご案内しました。



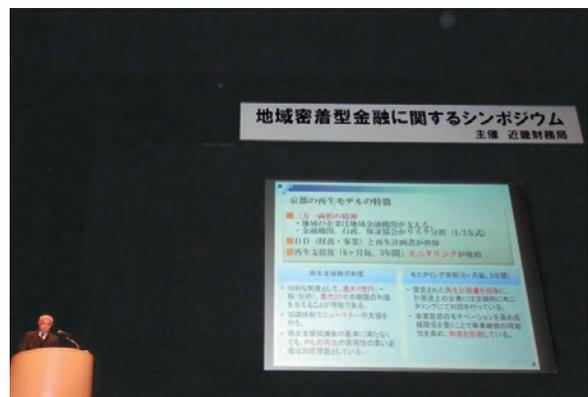
パネルディスカッション、シンポジウムへの参加

平成25年2月28日、中小企業再生支援全国本部（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）主催の「平成24年度 中小企業再生支援セミナー（大阪開催）」が開催され、当協会は、本セミナー後半に行われた「これからの時代の中小企業再生はどうなるのか？」をテーマとしたパネルディスカッションに参加しました。

また、平成25年3月18日、近畿財務局主催の「平成24年度 地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）」が開催され、当協会は、「京都再生ネットワーク会議による地域企業再生への取組み」について発表を行い、その後、「中小企業の事業再生等について」をテーマとしたパネルディスカッションに参加しました。



平成24年度 中小企業再生支援セミナー（大阪開催）



平成24年度 地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）

信用補完制度について

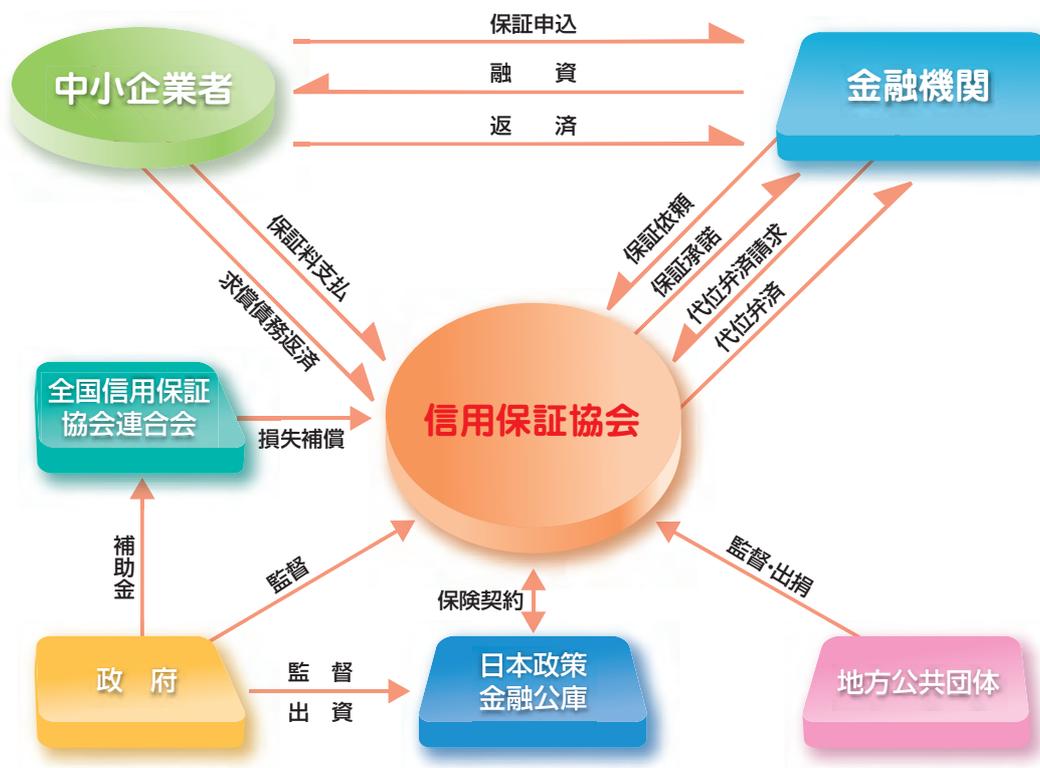
信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき設立された特殊法人です。中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融の相談等に応じています。

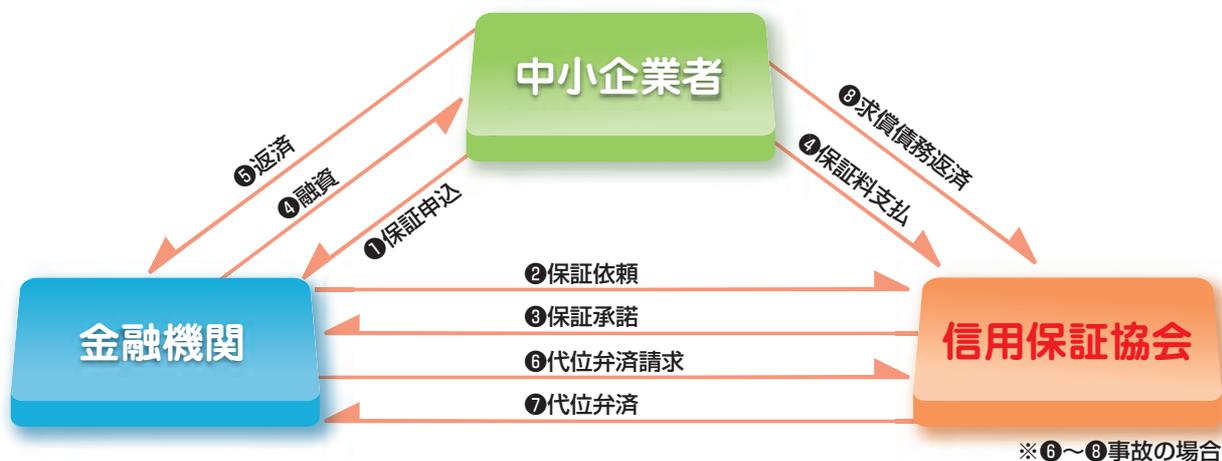
現在、信用保証協会は各都道府県を単位として47協会、市を単位として5協会、全国をあわせて52協会が設けられています。

◆ 信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会、日本政策金融公庫の二者から成り立つ信用保険制度の総称です。



① 信用保証制度のしくみ



- ①～② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

② 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証の概要

◆ 保証対象となる方

○所在地

京都府内において事業を行っている中小企業者で、次の方が対象となります。

- ・ 個人の場合は、住居または事業所のいずれかが府内にあるもの
- ・ 法人の場合は、府内に本店または事業所を有するもの

○企業規模

資本金または常時使用する従業員のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。

業種	資本金	従業員数
製造業等(運送業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

ただし、次の方は、対象から除かれています。

- ① 農業(園芸サービス業を除く。)、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く。)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く。)、その他信用保証協会において不相当と認められる業種を営む方
- ② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
- ④ 不渡り後、6か月以上経過していない方
- ⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方
- ⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方
- ⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方
- ⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
- ⑨ ③～⑧の方が代表者となっている法人
- ⑩ ③～⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

◆ 保証限度額

個人・法人	2億8,000万円(無担保保証8,000万円含む)
組 合	4億8,000万円(無担保保証8,000万円含む)

国の施策による特別の資金を対象とした保証(特別保証)では、上表とは別に制度ごとの限度額が定められています。

◆ 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- (1) 生活資金、投機資金
- (2) 転貸資金（組合転貸資金を除く。）
- (3) 金融機関から直接借入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（協会が認めた場合を除く。）

◆ 保証期間

運転資金 **5年**

設備資金 **7年**

●運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。

●設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。

注）地方公共団体および金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

◆ 連帯保証人

平成18年4月より原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

次のような方は連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・実質的な経営権を有している方
- ・営業許可名義人
- ・同一事業に従事する配偶者
- ・事業承継予定者 等

組合の場合は原則として代表理事のみ連帯保証人としませんが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員を連帯保証人とします。

◆ 担 保

必要に応じて担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券および流動資産（売掛債権・棚卸資産）です。

〈不動産担保として好ましくないもの〉

- ・市街化調整区域内の不動産
- ・農地、山林
- ・遠隔地（ただし、近畿一府四県、三重県および福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものは除く。）
- ・換価・評価困難なもの（進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、崖および傾斜地等。）

◆ 責任共有制度

責任共有制度について

平成19年10月、保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』が導入されました。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高（X期）} \times \frac{\text{代位弁済額（Y期）} - \text{不動産担保回収に関する額（Y期）}}{\text{保証債務平均残高（Y期）}} \times 20\%$$

※1：X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限り。

※2：Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限り。

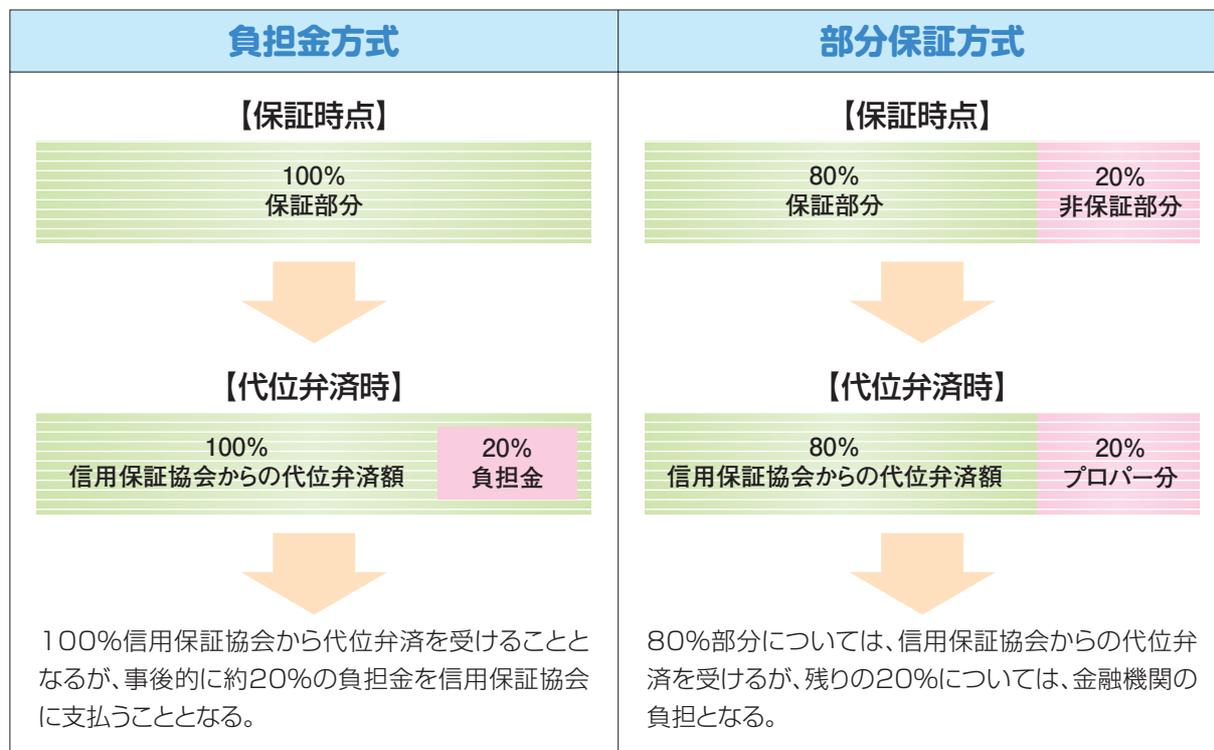
【部分保証方式】

金融機関が行う融資額の一定割合（80%）を保証する方式

$$\text{保証金額} = \text{貸付金額} \times 80\%$$

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が責任共有制度の対象となります。
 なお、対象から除かれる主な保証は次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・経営安定関連保険（セーフティネット）第1号～第6号にかかる保証
- ・創業関連保険、創業等関連保険にかかる保証
- ・特別小口保険にかかる保証
- ・「小口零細企業保証制度」（下記参照）
- ・「東日本大震災復興緊急保証制度」

小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度の導入に併せて小規模事業者向けに設けられた全国統一保証制度です。

なお、保証限度額は、お客様の信用保証協会保証付融資残高（根保証の場合は融資極度額、部分保証の場合は融資額）により決まります。

ご利用いただける方	従業員数20人以下（商業またはサービス業の方は従業員数5人以下）
保証限度額	1,250万円 ※既に利用中の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、1,250万円の範囲内
資金使途 保証期間等	運転資金 原則として5年以内 設備資金 原則として7年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付（根保証形式のものは除く）

◆ 信用保証料

信用保証料は、信用保証委託の対価としてお支払いいただく信用保証協会独自のものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料率

信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階（基準料率）となります。最終的な信用保証料率は、個別に中小企業者の定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

保証料率の決定に当たっては、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。

※CRDとは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

（年率：％）

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
特殊保証(注)	責任共有保証料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
	責任共有外保証料率	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

(注) 特殊保証料率は、極度保証（手形割引）、当座貸越（貸付専用型）根保証および事業者カードローン当座貸越根保証に適用します。

【定性要因による割引】

基準料率から以下の定性要因を加味して料率の割引をします。

(1) 中小企業会計割引…0.1%の割引

国が推進する「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して決算書を作成し、税理士等が確認している中小企業者^{*1}、または保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類を提出した中小企業者^{*2}

※1 責任共有制度対象かつ料率弾力化された保証（特定社債保証および一括支払契約保証を除く）が対象です。

※2 一括支払契約保証を除く保証が対象です。

（株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社・土業法人が対象です。）

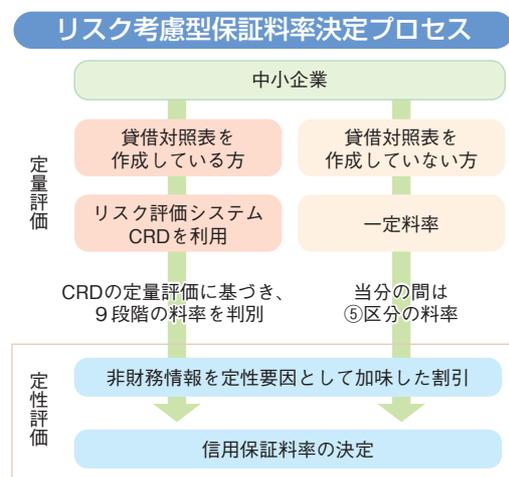
(2) 有担保割引…0.1%の割引

有担保保証を利用する場合

※セーフティネット保証など適用しない制度もあります。

(3) いきいき割引…0.1%の割引（「小規模企業おうえん融資ベース枠」については0.2%の割引）

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営支援を受け、京都府および京都市の制度融資（「小規模企業おうえん融資」「一般振興融資」「経営支援緊急融資（「中小企業緊急経営あんてい融資」および「地域産業振興特区融資」を除く）」「あんしん借換融資」の4制度）を利用する場合



信用保証料の計算式

一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})}$$

均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})} \times \text{分割返済回数別係数}$$

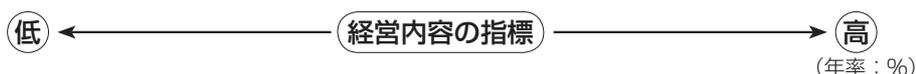


返済回数	2～6回	7～12回	13～24回	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55

分割返済回数別係数とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、保証料を割引くための掛け目のことです。

融資制度の保証料率

京都府・京都市の協調融資制度において、下表のとおり基準料率から一部引き下げた料率設定を行い、保証料率が高くなる中小企業者の負担軽減を図っています。



区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
一般振興融資(無担保)	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
小規模企業 おうえん融資	ベース枠	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50
	ステップアップ枠	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
経営支援緊急融資(無担保)	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45	
中小企業緊急経営 あんてい融資	責任共有	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
	責任共有外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50
あんしん借換融資		0.90 (セーフティネット保証1～6号) 0.75 (セーフティネット保証7、8号)								
短期融資	一般保証枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	セーフティネット 保証枠	0.90 (セーフティネット保証1～6号) 0.75 (セーフティネット保証7、8号)								
創業・経営承継 支援融資	創業一般型	1.00 (創業等関連保証)								
	創業支援型 (無担保)	1.00 (創業関連保証)								
	経営承継型(無担保)	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
雇用促進支援融資(無担保)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
中小企業 再生支援融資	〈長期資金〉 一般枠(無担保)	1.55	1.35	1.20	1.00	0.85	0.85	0.80	0.60	0.45
	〈短期フォローアップ資金〉 一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	〈長期資金・短期 フォローアップ資金〉 別枠	0.90 (セーフティネット保証1～6号) 0.75 (セーフティネット保証7、8号)								
地域産業振興特区融資 (京都市地域活性化総合 特区事業促進資金)	(無担保)	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45

(部分について、保証料率を引き下げています。)

◆有担保保証の場合は割引料率が適用されるものがあります。

信用保証の概要

◆ 主な保証制度

(平成25年7月現在)

制度名	保証限度（1企業者あたり）	保証期間	保証料率（年率）
普通保証 通常の事業資金をお求めの方に…	〔一般保証〕 個人・法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕8,000万円	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)
極度保証 継続的に手形割引・手形貸付をお求めの方に…	〔一般保証〕 個人・法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	2年以内	手形貸付 年0.45%～年1.90% 手形割引 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
当座貸越（貸付専用型）根保証 当座貸越により反復・継続的な資金をお求めの方に…	2億8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間 もしくは 2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
事業者カードローン 当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、簡易な資金調達をお求めの方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間 もしくは 2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
長期経営資金保証 大口の資金を超長期でお求めの方に…	2億円 (〔一般保証〕の枠内)	運転資金 5年以上15年以内 設備資金 5年以上20年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)
中小企業特定社債保証 直接金融により資金調達の多様化を…	4億5,000万円 保証割合は80%	2年以上 7年以内	年0.45%～年1.90%
流動資産担保融資保証 売掛債権または棚卸資産を活用して資金調達を…	2億円 保証割合は80%	1年間 (個別保証の場合は 1年以内)	年0.68%
創業等関連特別保証 創業を目指す方に…	1,500万円 (〔無担保保証〕の枠内)	10年以内	年1.00%

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。

◆ 京都府・京都市協調融資制度

(平成25年7月現在)

制度名 (対象者)	融資期間		限度額	融資利率	
	経営安定 特別支援制度			京都ECO レート	
一般振興融資 (中小企業者・組合)	運転7年以内 設備10年以内	10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	年2.9% 以内	年2.7% 以内
小規模企業 おうえん融資 (小規模企業・小規模組合)	運転5年以内 設備7年以内	10年以内	ベース枠1,250万円 【小口零細企業保証】 (保証協会の全ての保証付 融資残高を含み1,250万円) ステップアップ枠 1,250万円 (一般枠の無担保保証 8,000万円の範囲内)	事業実績 6か月以上 1年未満 の方は 合計500万円	年1.7% 年2.1% 年1.9%

制度名 (対象者)	融資期間		限度額		融資利率
		経営安定 特別支援制度			京都ECO レート
経営支援緊急融資 (売上減少等の中小企業者・組合) H26.3末まで	運転・設備 10年以内		有担保 2億円 無担保 8,000万円		年2.1%
	中小企業 緊急経営あてい融資 (認定経営革新等支援機関等の 支援を受ける中小企業者・組合)	運転5年以内 設備7年以内 借換10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円		年2.1%
あんしん借換融資 (セーフティネット保 証の中小企業者・組合) H26.3末まで	運転・設備 10年以内		【経営安定特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.8%
			無担保無保証人1,250万円 (小規模企業者等) (別枠のすべての保証付融資 残高を含み1,250万円)		
短期融資 (中小企業者・組合) H26.3末まで	運転 1年以内		無担保 8,000万円		年1.9%
			<別枠> 無担保 8,000万円		年1.8%
創業・経営承継 支援融資 (創業者・経営承継者)	運転 5年以内 設備 7年以内	創業 一般型	【創業等関連特別保証】 1,500万円 事業開始・分社化から6か月未 満の場合は自己資金の範囲内		年1.8%
		創業 支援型	【創業関連特別保証】 1,000万円 事業転換・多角化の場合は 1,500万円		
	運転・設備 10年以内	経営 承継型	【経営承継関連特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円		
雇用促進支援融資 (新規雇用等を図る中小企業者・組合)	運転・設備10年以内		有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.9% (雇用一般) 年1.7% (雇用特別)
中小企業再生支援融資 (再生に強い意志を持ち、 取扱金融機関又は京都府中 小企業再生支援協議会の支 援を得て再生計画を作成し た中小企業者・組合等)	<長期資金> 10年以内 (但し、特に必要と認めら れた場合は20年以内)		2億円	セーフティ ネット保証 認定を受け た方は別枠 利用可	金融機関の 所定利率
	<短期フォローアップ資金> 1年以内		無担保 8,000万円		
地域産業振興特区融資 〔京都市地域活性化総 合特区事業促進資金〕 (特区利子補給につい て、京都市から確認書 の発行を受けた中小企 業者・組合)	5年以上10年以内 ただし、対象設備(運転資 金との併用除く)の耐用年 数を上限として15年以内		10億円 保証協会の保証を付す場合、保証 協会の保証利用可能額(一般枠) の範囲内		年1.7%以内

コンプライアンス態勢

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、コンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めて参ります。

◆ コンプライアンスの基本方針

● 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

● 質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

● 法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等）を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守します。

● 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入（不当要求行為）に対しては、担当者または現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し取り組みます。

● 地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めて参ります。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化および発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

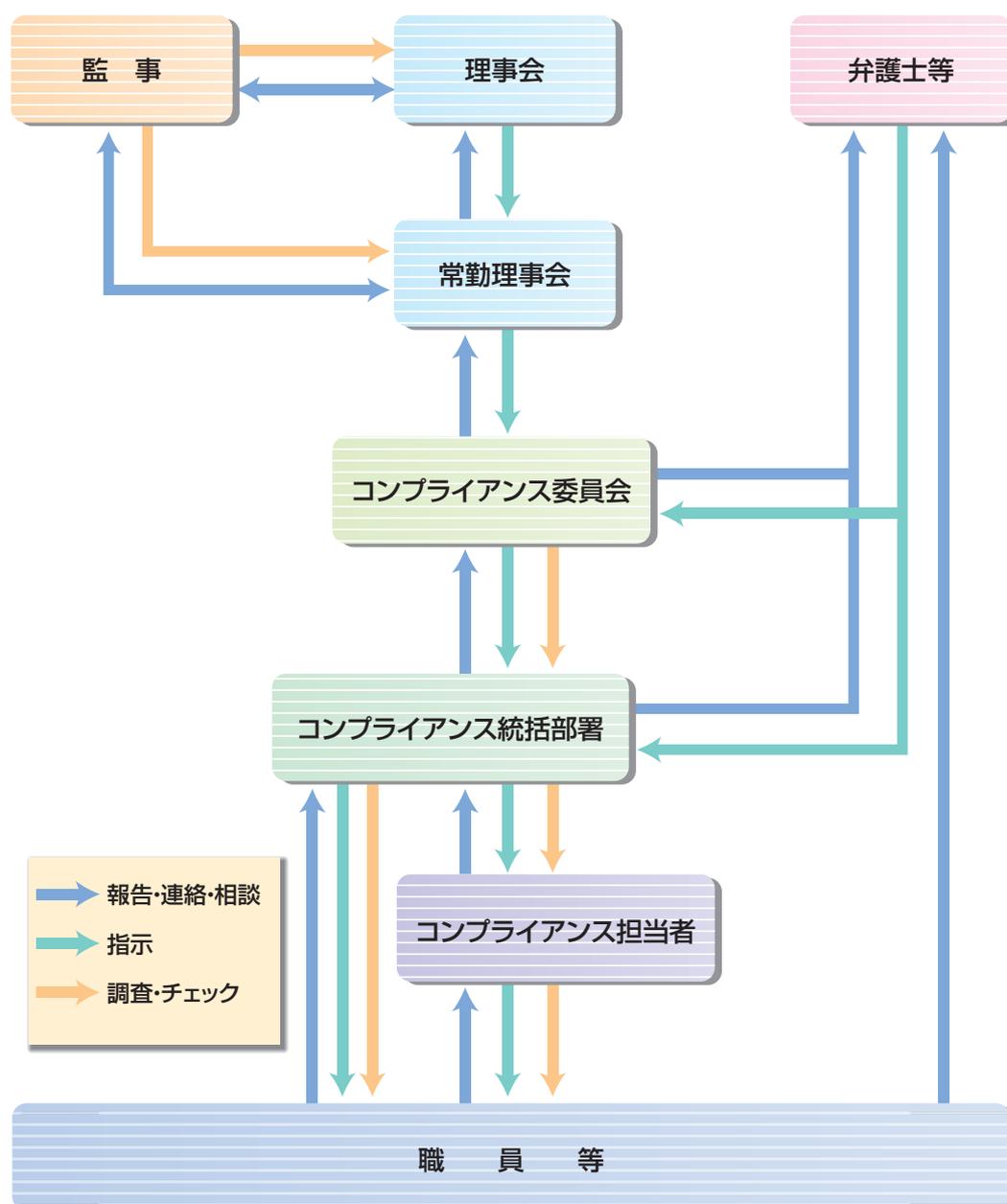
◆ コンプライアンスの取組みについて

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連マニュアル・規程集を配布し、一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しております。

平成24年度においては、行政機関などの外部講師による全体研修のほか、各職場においても定例の勉強会を毎月実施するなど、積極的な取組みを行いました。

これからも一層のコンプライアンス態勢の徹底強化を図って参ります。

◆ コンプライアンス組織体制図



◆ 個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めて参ります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行なわれるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) ご請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものいたします。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。
調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 上記6. 7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

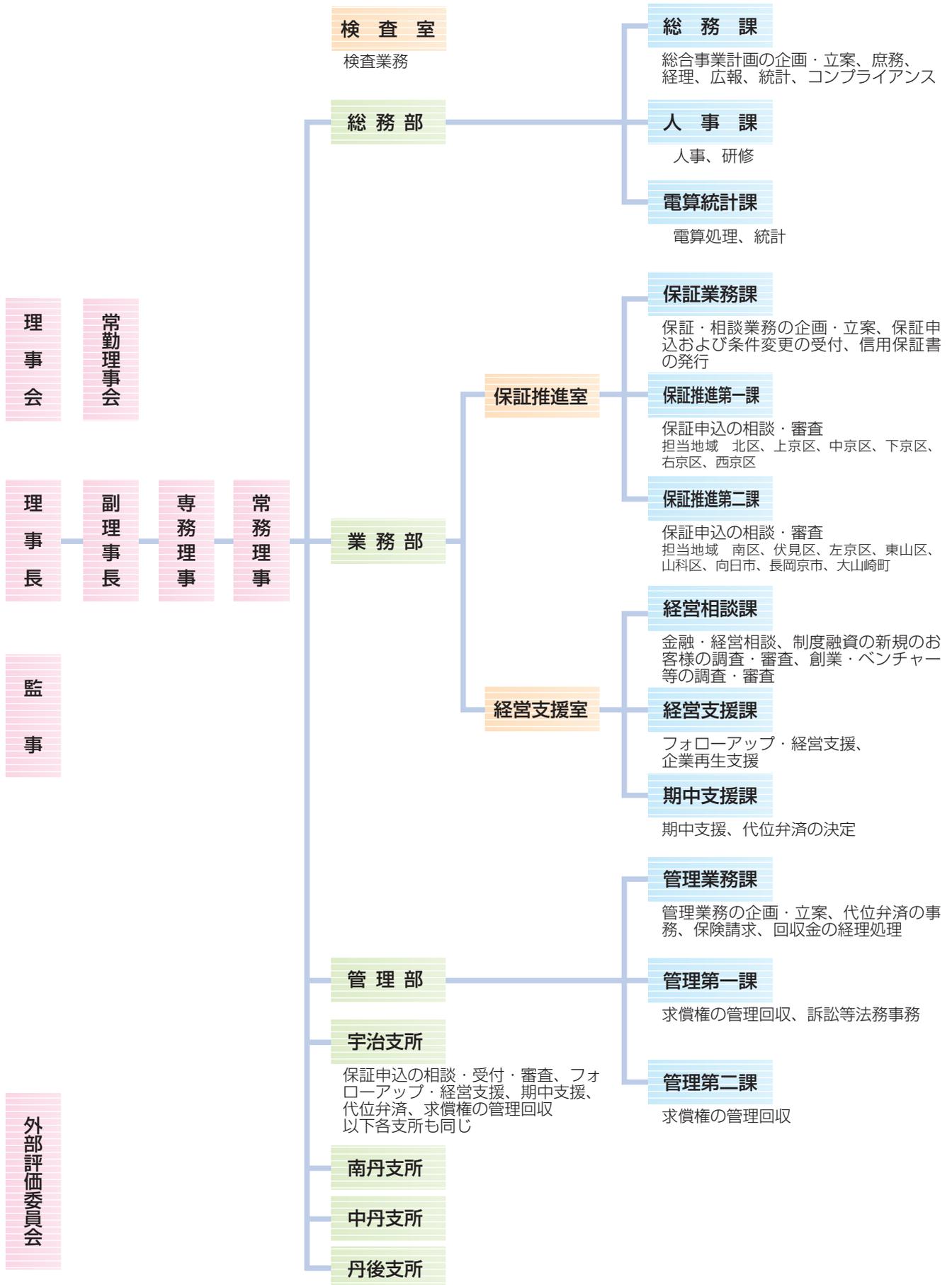
住 所：京都市右京区西院東中水町17番地(西大路通り五条下がる) 京都府中小企業会館内
 《手続に関する質問窓口》 《相談・苦情窓口》
部 署 名：京都信用保証協会総務部 業務部 管理部
電 話 番 号：075(314)7223 075(314)7221 075(314)7225
ホームページ：http://www.kyosinpo.or.jp/

役員構成

(平成25年7月22日現在)

理事長	麻 生 純	
副理事長	森 井 保 光	
専務理事	嵯 峨 哲 夫	
常務理事	中 西 康 成	
理事(非常勤)	田 中 準 一	京都府商工労働観光部長
理事(非常勤)	北 岡 千 は る	京都府議会農商工労働常任委員長
理事(非常勤)	白 須 正	京都市産業観光局長
理事(非常勤)	井 上 健 二	京都市会経済総務委員長
理事(非常勤)	石 井 明 三	京都府市長会監事
理事(非常勤)	汐 見 明 男	京都府町村会長
理事(非常勤)	高 崎 秀 夫	京都銀行協会会長
理事(非常勤)	布 垣 豊	京都府信用金庫協会会長
理事(非常勤)	増 田 壽 幸	京都信用金庫理事長
理事(非常勤)	森 屋 松 吉	京都北都信用金庫理事長
理事(非常勤)	田 畑 伸 悟	商工組合中央金庫京都支店長
理事(非常勤)	渡 邊 隆 夫	京都府中小企業団体中央会会長
理事(非常勤)	沖 田 康 彦	京都府商工会連合会会長
理事(非常勤)	岡 野 益 巳	京都商工会議所 中小企業活性化委員会委員長
監事(非常勤)	古 谷 善 博	京都府会計管理者
監事(非常勤)	山 内 清	京都市企画監兼会計管理者
監事(非常勤)	岡 田 博 邦	京都銀行協会専務理事
監事	千 代 倉 重 雄	

組織機構図



本所・支所のご案内



■本所



〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館内
TEL 075-314-7221 FAX 075-314-2034

■業務区域／京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡

■業務部保証推進室の担当地域

保証推進第一課／北区、上京区、中京区、下京区、右京区、西京区
保証推進第二課／南区、伏見区、左京区、東山区、山科区、向日市、
長岡京市、大山崎町

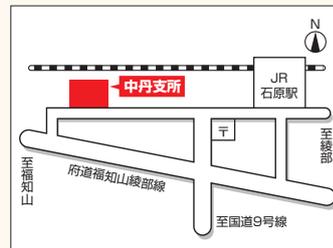
■丹後支所



〒629-2503 京丹後市大宮町周枳2226番地3
TEL 0772-68-0601 FAX 0772-68-0613

■業務区域／宮津市、京丹後市、与謝郡

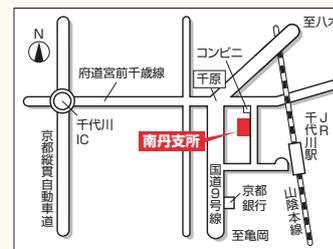
■中丹支所



〒620-0804 福知山市石原2丁目24番地
TEL 0773-27-6156 FAX 0773-27-6158

■業務区域／福知山市、綾部市、舞鶴市

■南丹支所



〒621-0052 亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
TEL 0771-22-1041 FAX 0771-22-6737

■業務区域／亀岡市、南丹市、船井郡

■宇治支所



〒611-0033 宇治市大久保町上の山36番地の7
TEL 0774-43-8822 FAX 0774-43-8899

■業務区域／宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも“じっくり”対応できる体制を整えています。本所または最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。



京都信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO

<http://www.kyosinpo.or.jp/>

